

町田市(仮称)子ども・子育てサポート等複合施設整備等事業

募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解(1回目)

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見 の別	質問・意見	回答
1	募集要項	1	第1章							募集	質問	質疑に対する回答内容は、正式に公募条件の内容となり契約内容となりますか。	お見込みのとおりです。
2	募集要項	2	第2章	第4節			2)	ア	i)	民間施設	質問	地域の利便性ということで商業施設等を入れて、生活利便の向上や賑わいの創出をすることでよろしいですか。	提案として、商業施設を入れることは問題はありません。 提案施設の用途は、募集要項第2章第11節(2)に示す条件を満たす内容で提案してください。
3	募集要項	2	第2章	第4節			2)	ア	ii)	居場所	質問	居場所に関しての広さなどの条件はありませんか。商業施設の一部を開放することでよろしいですか。	要求水準書に記載の内容が満たされれば、広さの条件はありません。また、提案として、商業施設の一部を開放することは問題ありません。
4	募集要項	2	第2章	第4節			2)	イ		外構	質問	保存樹木や残置物の指定は等はないということでしょうか。	ありません。要求水準書第2章第3節4. (4) ix) に記載のとおり、「元小学校の敷地であった歴史をふまえ、既存の植栽を出来るだけ活かす計画とし、既存の樹木や低木植栽等の剪定・伐採は、市と協議の上で行うこと。」としてください。
5	募集要項	3	第2章	第4節		(2)				図1	質問	駐車場(民間所有)は民間施設又は公共施設+民間施設の建物の1階部分に設定することは可能でしょうか。	可とします。
6	募集要項	3	第2章	第4節		(2)				本事業対象施設の施設構成	質問	外構の専有部/共用部の区分は、事業者の提案によって区分しても良いという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	募集要項	3	第2章	第4節	2.	(2)	2)			図1	質問	別棟一棟扱いにおいて棟を分ける場合(図1下部の模式図の場合)、地上部の通路等で接続することで一棟扱いとなると考えて宜しいでしょうか。 また、敷地分割や一団地認定の可能性はありますでしょうか。	法令上の別棟一棟扱いとなるか否かは、確認検査機関や消防等の判断によることになります。提案として、「地上部の通路等で接続することで一棟扱いとすること」は問題ありません。 また、敷地分割は行いません。提案次第で一団地認定の可能性はあります。

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見 の別	質問・意見	回答
8	募集要項	6	第2章	第6節						本事業の 概念図	質問	民間施設等は、提案施設・居場所・駐車場・と3種類ありますが、事業用定期借地権設定契約を締結する構成員又は協力企業が3社以上あっても宜しいでしょうか。	事業用定期借地権設定契約を締結する相手は1者となります。事業用定期借地権設定契約書（案）第8条に記載のとおり、借地権の転貸する場合は、市の承諾を得る必要があります。
9	募集要項	6	第2章	第7節						図2	質問	「本事業の概念図」に「子育て世代の居場所」と記されていますが、これは具体的には、要求水準書P.101_第2章_第3節_7._(11)公共施設内の共用部に記載された機能のことを指しているという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準書第2章第3節7. (11)に記載の内容は市として求めるものであり、より居場所機能の充実を図る提案を期待します。
10	募集要項	6	第2章	第7節						図2 本 事業の概 念図	質問	事業用定期借地権設定契約を締結する相手と区分所有とありますが、契約する相手が3社以上ある場合、区分所有者も3社以上あっても宜しいでしょうか。	事業用定期借地権設定契約を締結する相手は1者となります。
11	募集要項	6	第2章	第7節						図2 本 事業の概 念図	質問	事業用定期借地権設定契約を締結する相手から業務委託を受けて、駐車場事業を行うことは可能でしょうか。	可とします。
12	募集要項	6	第2章	第7節						図2 本 事業の概 念図	質問	民間施設等は区分所有とありますが、区分所有管理組合について、要求水準にその規定がないようですが、どのようにお考えかご教示願います。また、今後、区分所有管理組合について、要求水準に追加されることはありますか。	区分所有管理組合に関する考え方は、「実施方針等に関する質問及び意見と市の回答及び見解（1回目）」No.1の回答に示すとおりです。区分所有管理組合に関する内容を要求水準書に追加する予定はありません。
13	募集要項	6	第2章	第7節						図2 本 事業の概 念図	質問	事業用定期借地権設定契約を締結する相手と区分所有とありますが、契約する相手が3社以上ある場合、駐車場事業に関しては、貴市と土地賃貸借契約を締結するという理解で宜しいでしょうか。	事業用定期借地権設定契約を締結する相手は1者となります。
14	募集要項	6	第2章							図2	質問	居場所施設の運営は、町田市は関知せず、すべて民間で行うということでしょうか。	お見込みのとおりです。民間収益事業の居場所事業は、事業者が自らの責任と費用負担により行うこととします。
15	募集要項	7	第2章	第8節						事業期間	質問	民間施設等に係る賃貸借期間について、事業者による提案期間終了後の取り扱いは、更新も含め協議によるという理解で宜しいでしょうか。	事業用定期借地権設定契約の更新は不可です。賃貸借期間終了後（事業用定期借地権設定契約終了後）の取扱いについては、市との協議とします。

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見 の別	質問・意見	回答
16	募集要項	7	第2章	第8節		(2)				民間収益事業	質問	事業契約締結後（2025年3月）から供用開始（2029年4月）まで期間があり、民間施設の建設の着工時のタイミングが遅くなるため、昨今の建設費高騰の影響を受けるかと思います。民間収益事業は物価変動によるサービス対価の増額等の改定がないため、工事着工時に建設費があわず、事業の採算性が悪くなることが推測されます。そうした場合に施設の設計変更や民間収益事業の変更などを認めて頂けるのでしょうか。	不可抗力と認められる場合は、民間収益事業に係る基本協定書（案）第15条に示す措置を適用します。
17	募集要項	7	第2章	第8節		(2)				民間収益事業の供用開始において	質問	公共施設と民間施設、駐車場棟の3棟構成を検討しているが、供用開始日は同日が義務となりますでしょうか。各棟毎に仮使用申請に供用開始日を前倒しにすることは可能でしょうか。	可とします。
18	募集要項	7	第2章	第8節		(2)				民間収益事業の供用開始において	質問	賃貸借期間終了日において、民間施設を解体するとなった場合、駐車場の解体も含まれるのでしょうか。駐車場の解体を行った場合、公共用の駐車場は復旧等はいらないと考えてよろしいでしょうか。	駐車場を解体・撤去する場合は、解体・撤去工事期間も賃貸借期間に含むものとします。公共施設利用者用の駐車場の復旧等について、募集要項第2章第10節(2)に記載のとおり、「市の追加負担が生じないことを前提」とし、賃貸借期間終了後も公共施設利用者用の駐車場は継続して使用可能な状態とすることとします。使用可能な状態にするまでの期間も賃貸借期間に含むものとします。
19	募集要項	8	第2章	第9節		(1)			ii)	設計業務	質問	設計業務には、既存教育センターの解体設計は含まれないという理解で宜しいでしょうか。	含みます。
20	募集要項	8	第2章			(2)			i)	解体	意見	新築建物に関係しない位置にある杭に関しても撤去する必要がありますか。新築工事に影響しない杭に関しては存置しておくべきであると考えます。	「実施方針等に関する質問及び意見と市の回答及び見解（1回目）」No. 6の回答に示すとおりです。
21	募集要項	8	第2章	第9節		(2)			vii)	関連業務	意見	土壌汚染調査は事前に行行政にて行っていただけませんか。土壌汚染のリスクの負担は民間会社には大きすぎると考えます。	要求水準書第2章第1節1. viii)に示すとおり、必要が生じた場合は市と協議の上、事業者が実施することとします。
22	募集要項	8	第2章	第9節		(3)			vii)	大規模修繕	意見	*1にて大規模修繕が定義されていますが、抽象的な部分もあるため、大規模修繕については、事業者提案によるものとして検討をお願いしたい。	大規模修繕の内容は、募集要項第2章第9節(3)に記載のとおりとします。また、大規模修繕は修繕業務には含みません。なお、修繕業務内容は、要求水準書第4章第7節に示すとおりです。

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見 の別	質問・意見	回答
23	募集要項	8	第1章	第9節		(3)			vii)	関連業務	意見	既存建物のアスベスト等に関する調査は事前に行政にて行っていただけませんか。アスベストの有無が解体工事費用に大きく関係してきます。	要求水準書第2章第1節1. viii)に示すとおり、事業者が実施することとします。
24	募集要項	8	第2章	第9節		(4)			i)	総合案内業務	質問	総合案内業務について、公共部分も含めた案内業務でしょうか。	お見込みのとおりです。
25	募集要項	8	第2章	第9節		(4)				運営業務	質問	こちらは市として「子ども・子育て新制度（内閣府・子ども家庭庁施策）」の地域子ども・子育て支援事業①地域子育て支援拠点事業 ②利用者支援事業の補助金を利用しますか？ また、初度調弁費、運営委託費の予算目安をご教示いただきたいです。	現在想定している獲得予定の補助金は、要求水準書第2章第5節に示すとおりです。 サービス対価の内訳（予算目安）は提示・公表いたしません。
26	募集要項	8	第2章	第9節		(4)				運営業務	質問	運営をするにあたり、準備期間の設定はしておりますか？準備期間中の予算目安はございますか？	事業者側としての運営準備期間は、運営開始に間に合うよう、事業者（応募者）の責任で設定し、提案してください。サービス対価の内訳（予算目安）は提示・公表いたしません。
27	募集要項	8	第2章	第9節		(4)				運営業務	質問	この運営業務は、既存の市の子どもセンター、子どもクラブとしての運営も想定されておりますか？また他センター、クラブと連携することは可能でしょうか？	既存の市の施設・機能としての運営は想定していません。他センター、クラブとの連携は可能です。
28	募集要項	8	第2章	第9節		(4)				運営業務	質問	このスペースには、ミニ厨房やキッチンなども併設可能か？食堂などのスペースも設置可能でしょうか？	公共施設の運営業務として実施する場合、公共施設の機能を妨げない範囲であれば設置可能とします。公共施設の運営業務を超えた事業内容を実施する場合は、民間収益事業として実施してください。
29	募集要項	9	第2章	第9節		(4)			ii)	子育て世代の居場所の提供・運営業務	質問	「子育てに関する簡易な相談の対応及び情報の提供を行う」とありますが、公共施設で行う業務とは具体的にどのように区分されるのでしょうか。	相談者が明確な目的をもって公共施設の各施設機能を来訪した場合には、公共施設において相談対応を行います。 事業者に行っていただく運営業務については、要求水準書第5章に示すとおりです。
30	募集要項	9	第2章	第10節		(1)				公共施設等	質問	公共施設の事業期間満了後は、行政にて、期間満了前と同条件で運営を行っていくのでしょうか。	本事業の実績を踏まえて検討します。

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見 の別	質問・意見	回答
31	募集要項	9	第2章	第10節		(2)				民間施設等	質問	民間施設の賃貸借期間満了前に、公共施設が別用途になったり、解体になったりすることはありますか。	予定はありません。
32	募集要項	9	第2章	第10節		(2)				民間施設等における事業期間終了時の措置	質問	事業期間終了時における民間施設等の取り扱いに関しては、2年前までに協議を開始すればよいのでしょうか。それとも、2年前までに方向性を決定するため、もっと早い段階から協議を始める必要があるのでしょうか。	賃貸借期間終了日の2年前までに協議を開始することを想定します。
33	募集要項	9	第2章	第11節		(1)	1)			居場所事業	意見	本事業は、民間収益事業として成立する類ではなく、業務委託料等を受領して行う事業とお見受けします。市の負担による事業としてご検討いただけませんか。	「実施方針等に関する質問及び意見と市の回答及び見解（2回目）」No. 3の回答に示すとおりです。
34	募集要項	9	第2章	第11節		(1)	1)			居場所事業	質問	このスペースには、ミニ厨房やキッチンなども併設可能か？食堂などのスペースも設置可能でしょうか？	本事業における民間収益事業は、事業者に独立採算にて行っていただくものであり、民間収益事業の居場所事業として実施する場合、設置有無は応募グループ内でご検討ください。
35	募集要項	9	第2章	第11節		(1)	1)			居場所事業	質問	様々な市民が気軽に立ち寄って時間を過ごせるスペースと記述がありますが、世代別にエリア分けしたり、導線を分ける等の配慮は必要なく多世代が交流するという理解で宜しいでしょうか。	市として配慮は求めませんが、提案を妨げるものではありません。
36	募集要項	9	第10章			(3)			i)	解体	質問	エアコンや業務用冷蔵庫におけるフロンガスの回収は解体工事の範囲でしょうか。	解体工事の範囲です。
37	募集要項	9	第10章			(3)			iv)	什器備品	質問	什器備品の選定は民間のみで行うことでよろしいでしょうか。後日、今回の提案内容以上の要求をされた場合の差額の処理はどうなりますか。	資料9 什器・備品等リストの「本工事に含めて調達」に○がついている什器備品については、リストの仕様を参考に事業者においてご提案ください。設計及び施工の段階で追加要望となる什器備品については、都度協議により調整することとします。
38	募集要項	10	第11章			(4)			i)	解体	質問・意見	PCBのあるコンデンサの処分はいかがいたしますか。	PCBは概ね撤去済みです。処分は、要求水準書第3章第2節4. (1) vii) に示すとおりです。

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見 の別	質問・意見	回答
39	募集要項	10	第2章	第11節		(1)	2)			駐車場事業	質問	民間施設と公共施設の共用で合計80台の駐車場を確保することが条件と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。民間施設として80台以上の駐車場が必要であれば、必要な台数の駐車場を整備することを提案してください。なお、要求水準書第6章第2節1.に記載のとおり、公共施設利用者における駐車場利用の台数は概ね 30～60 台程度（平日日中）を想定しています。
40	募集要項	10	第2章	第12節		(1)				収入	質問	公共施設利用者の利用料金は一定時間分を無料とし、その無料処理に係る詳細は、事業者の提案を踏まえ、別途市と協議の上決定する、とありますが、協議の結果、事業者の提案とは異なる条件となった場合、駐車場事業の収支計画が成立しない場合の対応方法をご教示願います。	協議の結果、事業者側の提案と異なる条件となることは想定されますが、あくまでも市と事業者で協議した上で決定する条件であり、事業者側の収支計画も含め協議されるものと認識しています。
41	募集要項	10	第2章	第12節		(1)				収入	意見	本文の中に「別途市と協議する」とありますが、駐車場利用者からの徴収する利用料金を事業者の収入とするのではなく、業務委託として市より委託料を受領することはできませんでしょうか。もしくは、事業者の提案として「〇〇台分を月極駐車場として市が借り上げる」という提案も可能でしょうか。	ここで言う別途協議とは、施設利用者に対する無料処理についてのみを指しております。なお、業務委託として委託料を支払うことは想定していません。また、市が借り上げる提案を妨げるものではありませんが、極力市の財政負担が低減される提案を期待します。
42	募集要項	11	第2章	第12節		(2)			iii)	賃貸借期間の借地料について	質問	賃貸借期間の借地料について、契約締結日から民間施設工事完了日まで借地料は発生しないと記載がありますが、民間施設OPEN前日までという認識でよろしいでしょうか。	事業用定期借地権設定契約書（案）第4条第3項に示すとおり、賃貸借期間の借地料について、契約締結日から民間施設等に係る建築確認申請の完了検査済証受領日までの賃料は、免除とします。
43	募集要項	11	第2章	第12節		(2)			iii)	負担	質問	「～民間施設等を解体・撤去する場合は、解体・撤去工事期間を含むものとする。」とありますが、この場合の賃貸借期間に借地料は発生しますでしょうか。	解体・撤去工事の期間も賃貸借期間に含めるため、借地料は発生します。
44	募集要項	11	第2章	第12節		(2)			iv)	民間収益事業にかかる負担	質問	借地料の改定は3年ごとに協議して決定するとありますが、「固定資産税評価額が±●%以上であれば改定」等の条件は設けないのでしょうか。	事業用定期借地権設定契約書（案）別紙2に記載のとおりです。
45	募集要項	11	第2章	第12節		(2)			vii)	貸付対象面積	質問	駐車場について、平面駐車場の場合、民間が専有する建物の土地及び民間が専有する外構の面積並びに合築建物の土地及び付随する外構の一部、という条件のどの条件に当てはまるのでしょうか。	ここで示す民間が専有する建物の土地とは、駐車場として使用されるエリアに立体駐車場のような建物が建設された場合を想定しています。平面駐車場の場合は、当該駐車場専有部分にかかる面積全体を、民間が専有する外構の面積として扱います。

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見 の別	質問・意見	回答
46	募集要項	11	第2章	第12節		(2)			vii)	負担	意見	準共有持分割合は、専有面積案分に基づいて算定した割合とありますが、駐車場事業や民間施設の居場所事業は収益事業としてはとても厳しいので割合から抜くことをご検討ください。	駐車場及び居場所事業に係る施設も、民間施設の専有面積とします。
47	募集要項	12	第2章	第12節		(2)				図3 貸付対象面積	質問	駐車場（民間所有）とありますが、平面駐車場の場合、民間所有とはなにを指すのでしょうか。	駐車場専有部分において民間側が所有しているものを指します。立体駐車場等の構築物がない平面駐車場の場合、駐車場に必要なゲートや発券機、車止めやバリアカーなどの工作物を指します。
48	募集要項	12	第2章	第12節		(2)				図3 貸し付け対象面積	質問	（別棟一棟扱いの例）において、「敷地：市」「事業用定期借地権 民間/市（準共有）」とあります。この場合、定期借地権設定契約は、「市」を甲、「市及び民間（代表企業もしくはSPC）」を乙として締結するという理解でよろしいでしょうか。	事業用定期借地権設定契約書（案）に記載のとおり、事業用定期借地権設定契約は、町田市と賃借人（SPC又は代表企業又は民間収益事業を行う者）とで締結します。
49	募集要項	13	第2章	第16節						光熱水費、通信費等の負担	質問	共用部分に係る光熱水費等は、専有面積の按分割合に応じて負担とありますが、使用料の計測方法や支払いスキームは、事業者の提案という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
50	募集要項	15	第3章	第1節		(1)				応募者の構成等	質問	応募者の中に、個人又は個人が設立した資産管理会社を加えることは可能でしょうか。	個人は不可とします。なお、当該資産管理会社が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」第九条各号及び募集要項第3章応募者の備えるべき参加資格要件を満たしていれば可とします。
51	募集要項	15	第3章	第1節		(3)				応募者の構成	質問	施設整備期間と運営維持管理期間で代表企業を変えることは可能でしょうか。また、参加表明書提出時に構成企業又は協力企業のいずれの立場を表明後に業務の効率化を考え、構成企業を協力企業、協力企業を構成企業に変更することは可能でしょうか。	募集要項第3章第6節に記載のとおり、代表企業の変更は不可、構成企業及び協力企業の変更も原則不可とします。
52	募集要項	16	第3章	第2節		(1)			iv)	設計業務	質問	実施設計実績は何をもって定義されますか。確認申請、着工、竣工など。	国土交通省告示第八号（令和六年一月九日）による実施設計に関する標準業務（成果図書の納品完了を含む）と同等の内容を完了し、且つ、当該業務の契約の全てが満了していることとします。
53	募集要項	16	第3章	第2節		(1)			v)	業務実施企業の参加資格要件	質問	設計業務において、優先交渉権者の決定後、やむを得ない事由が発生した場合は、従前の条件を引き続き満たすことを前提に主任技術者を変更してもよろしいでしょうか。	「実施方針等に関する質問及び意見と市の回答及び見解（2回目）」No. 7の回答に示すとおりです。

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見 の別	質問・意見	回答
54	募集要項	17	第3章	第2節		(2)			v)	建設業務	質問	施工実績は何をもって定義されますか。着工、竣工、引き渡しなど。	竣工及び引き渡しが完了しているものとします。
55	募集要項	17	第3章	第2節		(3)			v)	業務実施 企業の参加 資格要件	質問	工事監理業務において、優先交渉権者の決定後、やむを得ない事由が発生した場合は、従前の条件を引き続き満たすことを前提に主任技術者を変更してもよろしいでしょうか。	市との協議により、配置予定技術者と同等の能力があると認められる者であれば可能とします。
56	募集要項	17	第3章	第2節		(4)			ii)	業務実施 企業の参加 資格要件	質問	公共施設の維持管理実績は、2014年4月1日以降に契約（自動更新を含む）し、参加表明書受付締切日まで業務期間が継続している実績を示せばよろしいでしょうか。	「実施方針等に関する質問及び意見と市の回答及び見解（1回目）」No. 34の回答に示すとおりです。
57	募集要項	19	第3章	第4節						SPC	質問	SPCの組成は、どのような目的でしょうか。	倒産隔離やキャッシュフローを管理しやすくすることなどを目的としています。
58	募集要項	19	第3章	第4節						SPC	質問	S P Cの株式については、原則として、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができない。」とありますが、出資者間での譲渡は可能でしょうか。	事業契約書（案）第81条及び第82条に示すとおりです。
59	募集要項	19	第3章	第4節						SPC	質問	「S P Cの株式については、原則として、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができない。」とありますが、町田市の承諾があれば、この限りではないとの理解で宜しいでしょうか。	事業契約書（案）第81条及び第82条に示すとおりです。
60	募集要項	19	第3章	第4節						SPC	質問	公共施設と民間施設との区分所有となるとと思いますが、民間施設において、S P Cから第三社への建物譲渡は可能でしょうか。	事業用定期借地権設定契約書（案）第8条に示すとおりです。
61	募集要項	26	第5章	第3節		(4)				著作権	意見	貴市が提案書を使用する場合、応募者にその用途や開示範囲を確認することを必須としていただけないでしょうか。	提案書の使用は、募集要項第5章第3節(4)に記載のとおりとします。

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見 の別	質問・意見	回答
62	募集要項	28	第5章	第4節						市内事業者の受注 機会の増 大	質問	参加希望市内事業者リストは、どの程度の頻度で更新 されるのでしょうか。	申請があり次第随時更新します。
63	募集要項	30	第5章	第6節						借地料	質問	年度の途中からの支払となった場合、月割または日割 計算となりますでしょうか？その場合、月割りや日割 りでは小数点以下の端数が生じてしまいますが、端数 は切り捨てた金額という認識でよろしいでしょうか。	事業用定期借地権設定契約書（案）第4条に記載のと おりです。
64	募集要項	34	第7章	第6節						財務書類 の提出	意見	「公認会計士及び監査能力のある第三者による会計監 査」を「社内監査部門による会計監査」に代えていた だけないでしょうか。	不可とします。
65	要求水準書	12	第1章	第3節	11.	(1)	2)		i)	設計、建 設・工事 監理業務 段階のセ ルフモニ タリング	質問	「基本設計完了時」「実施設計完了時」「竣工引渡し 時」と記載があるが、途中の監査等を行わないという 認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りですが、事業者側が行うセルフモニタ リングの実施時期については適宜ご提案いただいて構 いません。
66	要求水準書	17	第1章	第5節	1.					敷地条件	質問	本事業にあたり、土地の区画形質の変更による開発行 為が必要となる想定はございますでしょうか。また、 開発行為が必要な場合、貴市でご対応いただけるとい う認識でよろしいでしょうか。	本事業において、土地の区画形質の変更を伴う開発行 為は想定しておりません。必要となる場合は、事業者 にて必要な手続きを行ってください。
67	要求水準書	22	第2章	第1節	1.					業務の対 象範囲	質問	調査業務に関して、土壌汚染の調査は事業者、対策費 用は市がそれぞれ負担するという認識でよろしいで しょうか。	「要求水準書第2章第1節1. viii)」に示すとおりです。
68	要求水準書	22	第2章	第1節	1.					業務の対 象範囲	質問	埋蔵文化財や遺跡の発掘調査は、貴市にて事前に実施 されているでしょうか。実施されている場合は調査 データの共有をお願いいたします。	発掘調査等は実施していません。
69	要求水準書	22	第2章	第1節	1.					業務の対 象範囲	質問	敷地内に地中障害物は確認されていますでしょうか。 確認されている場合、その撤去は貴市にて行ってい ただけという認識でよろしいでしょうか。	地中障害物に関する調査は実施していません。

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見 の別	質問・意見	回答
70	要求水準書	28	第2章	第3節	2.	(1)				公共施設 と民間施設への動 線の考え方	質問	公共施設と民間施設，駐車場棟の3棟構成を検討しているが、各棟の接続方法は制限はございますか。 屋内廊下や各階での接続義務等。	「要求水準書第1章第3節2. (1) ii)」、「要求水準書第2章第3節2. (1) xv)」に示すとおりです。合築の考え方については、「実施方針等に関する個別対話における市の回答及び見解（1回目）」No. 55の回答をご参照ください。なお、具体的な接続方法等についてはご提案ください。
71	要求水準書	29	第2章	第3節	2.	(1)			xx)	全体計画	質問	市民が利用できる屋外広場は全てが車両出入りができる仕様が必須となりますか。	「要求水準書第2章第3節2. (1) xx)」に示すとおりです。
72	要求水準書	30	第2章	第3節	2.	(1)			xxiv)	全体計画	質問	屋内空間と屋外空間を一体的に利用できる部分を提案とあるが、イベント時に使用すると考えて宜しいでしょうか。	事業者の提案によるものであり、市としての考えは示しません。
73	要求水準書	30	第2章	第3節	2.	(2)			v)	周辺環境 への配慮	質問	「周辺の住宅等への騒音を軽減」とあるが、具体的な水準はないという認識でよろしいでしょうか。	具体的な水準については、法令によるものとします。
74	要求水準書	30	第2章	第3節	2.	(2)			vii)	周辺環境 への配慮	質問	貴市景観担当課及び景観アドバイザーとの協議を、提案書提出における検討時から行うことは可能でしょうか。	提案書提出における検討時に、担当課に対し、所管する法令基準等の適用方や、一般的な解釈等に関する問い合わせを行っていただくことは差し支えありません。ただし、事業提案の内容に関わる具体的なプランの適否などは回答いたしかねますので、予めご了承ください。また、市の景観アドバイザーとの協議については、契約後の実施となります。
75	要求水準書	31	第2章	第3節	2.	(4)			iv)	ゾーニン グ・諸室 配置	質問	各施設ごとに機械警備等が可能なゾーニングとあるが、各施設で入退管理を行いますか。	各施設で入退室管理が行えるように計画してください。
76	要求水準書	32	第2章	第3節	2.	(5)			iv)	動線計 画・セ キュリ ティ計画	質問	搬入車両はどれくらいの大きさを想定していますか。	2トントラック程度（全高3.8m以下）を想定しています。

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見 の別	質問・意見	回答
77	要求水準書	32	第2章	第3節	2.	(6)	2)		iii)	什器・備 品等	質問	「ブラインド、カーテンについては、ボックスやレール（1本）を含む」とありますが、これは資料9「什器・備品等リスト」に「2本」と記載があるものを除いた条件となるという認識でよろしいでしょうか。	「要求水準書 添付資料7 諸室リスト」に記載の「カーテンレール2本（カーテン、レース）」については、お見込みのとおりです。
78	要求水準書	32	第2章	第3節	2.	(6)	2)		iv)	什器・備 品等	質問	「転倒防止や耐震固定等を行う」とありますが、その程度は事業者の提案によるという認識でよろしいでしょうか。	什器・備品の仕様等に応じて、ご提案ください。
79	要求水準書	33	第2章	第3節	2.	(7)	1)		v)	仕上げ計 画（内 部）	質問	通風等の為に開放する開口部については網戸での通風が必須か。安全性を考慮した開放制限等の通風及び換気も考えられますか。	原則、網戸を設置してください。また、公共施設内の各機能について、開放制限についての要求水準を満たすようにご提案ください。
80	要求水準書	33	第2章	第3節	2.	(7)	1)		i)	建物内部 の仕上げ	質問	「多摩産材積極的に活用すること」とありますが、これはフェアウッド等の認定品である必要がありますでしょうか。また、確認方法の指定があればご教示ください。	多摩産材を活用した場合のフェアウッド認定品等への適合義務はありませんが、多摩産材を使用した場合が分かるもの（仕様書、証明書等）を設計時にご提示ください。
81	要求水準書	35	第2章	第3節	4.	(1)	1)		iv)	受変電設 備・発電 機設備	質問	3日間連続稼働が可能な燃料とあるが、外部電源や太陽光発電を見込まない容量が必要でしょうか。	お見込みのとおりです。
82	要求水準書	35	第2章	第3節	4.	(1)	1)		iv)	受変電設 備・発電 機設備	質問	「3日間連続稼働が可能な燃料を確保すること」とありますが、エリアや設備に関してどこまでカバーする必要があるのか、BCP対策の基準をご教示ください。	非常用発電機等設備の対象負荷の考え方については、「要求水準書第2章第3節4. iv)」に示すとおりです。
83	要求水準書	39	第2章	第3節	4.	(1)	7)			映像音響 設備	質問	映像音響設備と防災無線設備は、兼用できる場合であっても、別々で設ける必要がありますでしょうか。	映像音響設備と施設内放送設備は、使用用途が異なるため、兼用可能な場合であっても別々に設置してください。なお、防災無線設備については、「要求水準書第2章第2節4. 8)」に示すとおりです。
84	要求水準書	42	第2章	第3節	4.	(4)				環境の保 全・環境 負荷低減	質問	ZEB Ready以上の施設を検討しておりますが、補助金の申請を行っても宜しいでしょうか。	可とします。

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見 の別	質問・意見	回答
85	要求水準書	43	第2章	第3節	5.					周辺インフラとの接続	質問	インフラ関連検討に伴う関係各所への事前協議は、公募期間中に行っても宜しいでしょうか。	担当課に対し、所管する法令基準等の適用方や、一般的な解釈等に関する問い合わせを行っていただくことは差し支えありません。ただし、事業提案の内容に関わる具体的なプランの適否などは回答いたしかねますので、予めご了承ください。
86	要求水準書	44	第2章	第3節	6.	(1)				災害時等の施設安全性の確保	質問	要求水準書p. 18には、「ハザードマップ 境川氾濫想定区域内：3～5m」とあり、「浸水対策に十分留意すること」と指定がありますが、具体的な基準があればご教示ください。	「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン（国土交通省住宅局建築指導課、経済産業省産業保安グループ電力安全課）」等を参考に、災害時の施設安全性の確保について考慮し、ご提案ください。
87	要求水準書	46	第2章	第3節	7.	(1)	1)			共通仕様	質問	各厨房エリアの床仕様及び排水トラップ等に指定があればご教示ください。	要求水準書に記載の範囲内でご提案ください。
88	要求水準書	46	第2章	第3節	7.	(1)	1)			共通仕様	質問	接道部分に関して、出入口等になる部分の雨水排水処理方法に、グレーチング設置等の指定はありますでしょうか。	グレーチングの設置については、雨水排水処理方法を含めてご提案ください。グレーチングの仕様については、出入口の利用想定に応じて、必要な機能を満たす形でご提案ください。
89	要求水準書	52	第2章	第3節	7.	(2)	1)	サ	i)	体験学習スペース	質問	菜園は根菜等も想定しますか。	根菜等も想定します。
90	要求水準書	62	第2章	第3節	7.	(3)	2)	ケ	ix)	水訓練室	質問	既存施設では11m×15m程度のプールであったが、要求通りの5m×10mの浴槽で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見 の別	質問・意見	回答
91	要求水準書	69	第2章	第3節	7.	(3)	3)	ア	iv)	共通	質問	医療相談エリア内において診療区画内に含まれない検査室等がありますが、区画外の諸室については天井までの仕切り等不要と考えてよろしいでしょうか。	子ども発達センター内の医療相談エリア全体については、要求水準に沿って適切にエリア分け、区画をしてください。そのうち診療区画に含める室については、別紙のとおりとし、天井までの間仕切り及び、医療法施行規則に適合した計画としてください。 「要求水準書第2章第3節7. (3)3)ア iv)」について、以下のとおり修正いたします。 (修正前) iv)医療相談エリアのうち受付、医師控室、待合スペース、診察室、聴力検査室は診療区画とし、廊下等とエリアが明確に区画されていること。 (修正後) iv)医療相談エリアのうち受付、医師控室、待合スペース、診察室、聴力検査室、発達検査室、心理指導室、言語聴覚室、言語・心理指導室(教材室)、作業療法室①、初回相談室①、理学療法室は診療区画とし、廊下等とエリアが明確に区画されていること。 「要求水準書 添付資料8 機能相関図」について、以下に示すとおり修正します。 ・添付資料8 機能相関図 子ども発達センター、医療相談エリア内の診療区画に、「発達検査室、心理指導室、言語長各室、言語・心理指導室(教材室)、作業療法室①、初回相談室①、理学療法室」を追加。
92	要求水準書	83	第2章	第3節	7.	(7)		イ	i)	多目的ホール	質問	多目的ホールはバドミントンコート3面、バレーコート1面、バスケットコート(ハーフ)1面が各々別で確保するのでしょうか。	「実施方針等に関する質問及び意見と市の回答及び見解(1回目)」No. 62の回答をご参照ください。
93	要求水準書	102	第2章	第3節	7.	(11)		カ	i)	防災備蓄倉庫	質問	使用する設備や食料品等の備蓄を行う、とありますが、設備や食料品等の購入は貴市という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
94	要求水準書	102	第2章	第3節	7.	(11)		カ	i)	防災備蓄倉庫	質問	使用する設備や食料品等の備蓄を行う、とありますが、事業者が購入を行う場合、購入業務は事業開始時1回限りとして購入するという理解でよろしいでしょうか。	市が購入し、所有します。賞味期限管理や更新、在庫管理も市が行います。

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見 の別	質問・意見	回答
95	要求水準書	102	第2章	第3節	7.	(11)		カ	i)	防災備蓄 倉庫	質問	使用する設備や食料品等の備蓄を行う、とありますが、事業者が購入を行う場合、設備や食料品等の所有権は事業者にある、という理解でよろしいでしょうか。	市が購入し、所有します。賞味期限管理や更新、在庫管理も市が行います。
96	要求水準書	102	第2章	第3節	7.	(11)		カ	i)	防災備蓄 倉庫	意見	使用する設備や食料品等の備蓄を行う、とありますが、設備や食料品等の購入及び、賞味期限管理や更新、在庫管理は別途市が発注を行っていただきたい。	市が購入し、所有します。賞味期限管理や更新、在庫管理も市が行います。
97	要求水準書	102	第2章	第3節	7.	(11)		カ	i)	防災備蓄 倉庫	質問	備蓄品の賞味期限管理や更新、在庫管理は貴市の業務という理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
98	要求水準書	105	第2章	第3節	7.	(13)	1)	イ	i)	駐車場	質問	公用15台分について、平置き等、設置位置の条件があればご教示ください。	設置位置については、ご提案ください。
99	要求水準書	105	第2章	第3節	7.	(13)	1)	イ	i)	駐車場	質問	本項では公共施設に係る必要台数は、来場者用80台分、公用を15台分（計95台分）とし子供発達センター用のマイクロバス2台分の駐車区画を設ける事とありますが、他項章（P135）では公共施設の利用者は30台～60台と記載があり、マイクロバスは3台（P106）と記載がありますが、どちらが正になりますでしょうか。	平日日中の利用想定（30台～60台）に関わらず、「要求水準書第2章第3節7. (13) 1) イ i)」に示すとおり、来訪者用80台分の駐車区画を設けてください。子ども発達センターのマイクロバスは計5台所有し、3台分を子ども発達センター前面の停車スペース（「要求水準書第2章第3節7. (13) 1) ウ i)」を参照）、2台分を駐車場の駐車区画に駐車予定です（「要求水準書第2章第3節7. (13) 1) イ i)」を参照）。
100	要求水準書	106	第2章	第3節	7.	(13)	1)	エ	i)	駐輪場	質問	来訪者用65台分のスペースと、公用30台分のスペースは、別々に区画する必要がありますでしょうか。	来訪者用の駐輪場と公用の駐輪場は、別々に区画して計画してください。
101	要求水準書	107	第2章	第3節	7.	(13)	2)	イ		サイン	質問	デジタルサイネージの計画については、事業者提案という認識でよろしいでしょうか。要件があればご教示ください。	事業者の提案によるものとします。
102	要求水準書	108	第2章	第5節						各種申請 等の業務	質問	事業者は、補助金等の申請を支援するとありますが、あくまで補助金等の申請主体は貴市という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見 の別	質問・意見	回答
103	要求水準書	108	第2章	第5節						各種申請 等の業務	意見	必要となる関係官庁への許認可申請、報告、届出、その他必要図書の作成および手続き等は、事業者の経費負担により実施することとありますが、申請手続きに必要な工数や書類枚数が分かりかねるため、事業者の想定工数と変動がある場合は、経費について別途協議としていただけないでしょうか。	事業者負担とします。
104	要求水準書	110	第3章	第2節	3.					着工前業務	質問	施設整備時に地鎮祭，上棟式，竣工式などの式典の実施は必要となりますでしょうか。	地鎮祭や上棟式の実施は事業者の任意とします。竣工式等の式典の実施は、市にて今後検討します。
105	要求水準書	110	第3章	第2節	3.	(2)				近隣調査・準備 調査等	質問	事前の近隣説明会及び家屋調査の対象範囲をご教示ください。	要求水準書第3章第2節2. 及び3. の記載を踏まえ、対象範囲を含めてご提案ください。
106	要求水準書	110	第3章	第2節	3.	(2)				近隣調査・準備 調査等	質問	工事に関する搬出入ルート等について、公募期間中に関係各所へ事前協議を行うことは可能でしょうか。	担当課に対し、所管する法令基準等の適用方や、一般的な解釈等に関する問い合わせを行っていただくことは差し支えありません。ただし、事業提案の内容に関わる具体的なプランの適否などは回答いたしかねますので、予めご了承ください。
107	要求水準書	115	第3章	第2節	5.	(1)		ウ		完成時の 提出書類	質問	新築計画は周辺建物を考慮し、山留材を残置として計画しても宜しいでしょうか。	状況に応じた判断となるため、協議によります。
108	要求水準書	116	第3章	第2節	5.	(2)				所有権設定に係る 業務	質問	表題登記を行う主体はどちらになりますか。	登記にかかる手続きについては、「要求水準書第3章第2節5. (2)」に示すとおり、全て事業者側が実施するものとなります。市側で提出が必要となるものについては、全て事業者側に委任し手続きを進めるものとなります。
109	要求水準書	116	第3章	第2節	5.	(2)				所有権設定に係る 業務	質問	本施設の所有権設定は、事業者が行う、とありますが、これは民間が専有する建物の区分所有部分の所有権設定のみで、公共が専有する建物の区分所有部分の所有権設定は貴市が行うという理解でよろしいでしょうか。	No. 108に記載のとおりとします。
110	要求水準書	120	第4章	第1節	7.	(5)			i)	消防計画	質問	「消防計画書の作成支援を行うこと。」とありますが、消防計画書の作成は貴市にて行うという認識でよろしいでしょうか。	作成主体は市です。消防計画書の提出書類の作成支援を事業者が行うものとします。

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見 の別	質問・意見	回答
111	要求水準書	127	第4章	第6節	2.				vi)	防災計画・防火管理者	質問	「・・・防火管理者が定める防災計画に従い、・・・」とありますが、防火管理者の選任及び防災計画の策定は貴市にて行うという認識でよろしいでしょうか。	計画策定主体は市ですが、防火管理者の選任は施設使用者の間で防火委員会等を組織し、その中から選任する必要があります。
112	要求水準書	128	第4章	第7節						大規模修繕	質問	「修繕とは、経常修繕及び計画修繕をいい、大規模修繕は含まないものとする」とありますが、例えば空調設備においては、系統ごとに更新が必要となった場合は大規模修繕に該当すると思慮しています。（『建築物修繕措置判定手法』を用いての判定を行った場合、大規模修繕に該当するところがあると思慮します。）上記のような場合、事業期間中に貴市にて大規模修繕を実施するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
113	要求水準書	128	第4章	第7節		(2)			i)	長期修繕計画の策定	意見	竣工後 80 年目までの長期修繕計画を作成しとありますが、現実的にこのような長期に亘る修繕計画の策定はコストの算出が困難で合理的ではないと思います。30 年程度に変更願います。	原案のとおりとします。修繕内容、修繕費の考え方については、「実施方針等に関する個別対話における市の回答及び見解（1回目）」No. 61の回答を参照ください。
114	要求水準書	135	第6章	第1節						民間収益事業総則	質問	民間施設における、維持管理及び運営についての制限はないものという認識で宜しいでしょうか。	参加資格要件については、お見込みのとおりです。
115	要求水準書	135	第6章	第2節	1.					駐車場事業	質問	駐車場は公共施設の利用者の30～60台を含め80台分の駐車場を確保となっていますが、民間施設に必要と考えられる台数を含めて、台数を提案させて頂くことで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
116	資料2 事業予定地位置図										質問	資料2「事業予定地位置図」と資料3「事業予定地現況測量図」及び公図を見比べると、東側道路に向けて一部突き出た敷地の有無により、事業範囲に相違がある状態と見受けられます。正しい事業範囲をご教示ください。	ご指摘のとおり、「要求水準書 添付資料2 事業予定地位置図」と「要求水準書 添付資料3 事業予定地現況測量図」に相違があるため、以下に示すとおり修正します。 ・添付資料2 事業予定地位置図 事業予定地の範囲を修正（添付資料3「事業予定地現況測量図」に示す範囲）。

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見 の別	質問・意見	回答
117	添付資料 3：事業予 定地現況測 量図										質問	事業用地（地番713-2）には、東側道路に接道してい る箇所があるように見受けられますが、要求水準書 p.17に記載の敷地概要には、東側接道条件の記載があ りません。東側接道の考え方について、改めてご教示 ください。	接道条件についてご指摘のとおりのため、以下のとお り要求水準書を修正します。事業予定地の範囲につい ては、No.116の回答をご参照ください。 ・要求水準書 第1章第5節1. 表1敷地概要、接道状況 （修正前） 北側：市道忠生 697 号 幅員約 8m 西側：市道町田 437 号 幅員約 16m 南側：市道忠生 17 号 幅員約 16m （修正後） 北側：市道忠生 697 号 幅員約 8m 西側：市道町田 437 号 幅員約 16m 南側：市道忠生 17 号 幅員約 16m 東側：市道忠生 17 号 幅員約 5m※ ※東側道路に至る通路（資料2「事業予定地位置図」 を参照）を活用した提案は不可とする。
118	添付資料 3：事業予 定地現況測 量図										質問	敷地東側の民地沿いにあるフェンス等が、計画敷地に 含まれるように見受けられますが、撤去解体の範囲に 含まれるのでしょうか。東側民地との工事区分につい てご教示ください。	「要求水準書第3章第2節4. (1) i)」に記載のとおり、 敷地内のフェンスについては原則解体・撤去してくだ さい。
119	添付資料 3：事業予 定地現況測 量図										質問	723-12(宅地)と723-1(宅地)の間の通路は整備に含ま れていませんか。	No.116、No.117の回答をご参照ください。
120	添付資料 3：事業予 定地現況測 量図										質問	測量図の縮尺をご教授下さい。また本測量図のデータ を提供頂くことは可能でしょうか。	縮尺は1/250です。No.121の回答をご参照ください。
121	添付資料 3：事業予 定地現況測 量図									測量図	意見	求積図（座標データ）及び真北計算書があればいただ けますでしょうか。	求積図（地積測量図）のデータを閲覧資料としてご提 供いたします。なお、真北測量については、実施して いません。

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見 の別	質問・意見	回答
122	添付資料 7：諸室リ スト									諸室面積	質問	「市が想定する総延床面積」として14,600㎡程度と記載されていますが、諸室の合計面積より大きくなっており、「14,600－諸室合計面積」の数字が「適宜」と書かれた諸室の面積の目安と考えれば宜しいでしょうか。	市が想定する総延床面積の考え方については、「実施方針等に関する質問及び意見と市の回答及び見解（1回目）」No.48の回答をご参照ください。 諸室リストに記載の面積は最低値であることを踏まえ（要求水準書第2章第3節2.(6)1)参照）、適宜部分の面積についても事業者の創意工夫によりご提案ください。
123	添付資料 9：什器・ 備品等リス ト	7								什器・備 品の考え 方	質問	備考欄に「基礎工事必要」と記載のある備が複数見受けられますが、基礎工事の仕様に指定があればご教示ください。	設置する備品の仕様に合わせて、必要な基礎工事をご提案ください。
124	添付資料 9：什器・ 備品等リス ト	10								什器・備 品の考え 方	質問	健診エリア受付の待合ロビーチェアは、数量が5台と指定されたうえで、「既存10台利用」と備考欄に記載があります。これは、既存のチェアを利用した上で、さらに新規5台を設置するという考え方でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
125	添付資料資料14：（参考）防災備蓄倉庫備品リスト									防災備蓄 倉庫備品 リスト	質問	備蓄資機材一覧と避難確保計画等に必要と想定される備蓄物資の違いをご教示願います。	備蓄資機材一覧は、地震災害時の避難施設として必要な備蓄であり、町田市が購入・管理します。また、避難確保計画等に必要と想定される備蓄物資については、災害時の職員や利用者への食事の提供、浸水想定区域に対応する資機材等の備蓄などであり、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等が購入・管理します。本施設における「要配慮者利用施設」は子ども発達センターなどの一部施設機能を想定しています。
126	事業者選定 基準	8								加算審査 の評価基 準	質問	(1)事業の取組方針 ②全体工程計画に記載のある「参加型プロセス」とは、何を指しているのでしょうか。	多角的な視点を取り入れることでより良いアイデアを得ることや、市民をはじめとした関係者の理解及び支持を得ることなどを目的として、多くの関係者が意見を共有し、意思決定のプロセスに参加する方法を指します。
127	様式集及び 作成要領	6			Ⅲ	(2)	1)			資格審査 に関する 提出書類	質問	ファイルの形状に指定はありますでしょうか。また、ファイルの背表紙には何も記載しなくてもよろしいでしょうか。	様式集及び作成要領Ⅲ.(2)1)及び2)に示すとおりです。

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見 の別	質問・意見	回答
128	様式集及び 作成要領	6			Ⅲ	(2)	2)			提案審査 に関する 提出書類	質問	正本についても、副本と同様に企業名を伏せた状態で提案書類を作成し、正本には企業名と匿名を照合できる「企業名対応表」を添付する形で問題ないでしょうか。	市の負担がない形式での提出であれば認めます。
129	様式集及び 作成要領	7			Ⅲ	(2)	2)			提案審査 に関する 提出書類	質問	電子媒体は、CD-RではなくDVD-Rの提出でもよろしいでしょうか。	可とします。
130	様式集及び 作成要領	7			Ⅲ	(2)	2)			提案審査 に関する 提出書類	質問	提案書の余白やレイアウト等を規定の様式集に合わせることを条件に、提案書をMicrosoft PowerPointで作成することは可能でしょうか。	指定様式のうち、Wordにより作成しているものは、Microsoft PowerPointで作成することを可とします。ただし、テキストを検索できる形で提出してください。 指定様式のうち、Excelにより作成しているものは、Microsoft PowerPointで作成することは不可とします。Excelにより作成し、計算の数式や他のシートとのリンクが残ったままで提出してください。
131	事業契約書 頭紙									契約代金 額	質問	「上記金額に、本契約に定める方法による物価変動による増減額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税相当額による増減額を加算した額」とありますが、契約代金額の欄には、別紙5「サービス対価の改定方法」の物価変動率を元に算出された改定後の金額が記載されるのでしょうか。契約当初の請負代金額と、物価変動による増減額がどこに記載されるのかご教示ください。	契約代金額の欄には、提案価格が記載されます。物価変動による増減が発生した場合は、別途、覚書等を締結することを想定します。
132	事業契約書	15								所有権保 存登記	質問	建物を貴市に引き渡す際の所有権移転登記に関しては、貴市が行うという認識でよろしいでしょうか。	No. 108に記載のとおりとします。

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見 の別	質問・意見	回答
133	事業契約書 (案) 別紙 3	42								建設、維持管理及び運営業務期間中の保険	質問	契約保証金について維持管理・運営業務期間も求められていますが、他のPFI事業の事例でも、維持管理・運営期間における契約保証金を求めることは少ないと思います。事業者で履行保証保険契約の費用を毎年計上することになると、PFI事業は長期契約が前提になることから、金額が大きく期間も長くなり、入札金額があがり貴市の負担が増えることとなります。内閣府の公表資料『2023年3月改定 実務編』でも「必ずしも契約保証金を求める必要がないにもかかわらず納付を求めると、VFMを阻害する要因となる」「PFI事業の場合、民間事業者は、維持管理、運営の段階で、初期投資を回収する必要があるため、建設工事終了後、民間事業者が契約上の義務を放棄する可能性はほとんど考えられず、建設工事にかかる履行保証保険の付保で契約保証金を免除している事例が多くなっている」という考え方です。また、維持管理・運営業務期間は違約金も設定されていることから維持管理・運営期間の契約保証金はなしとして頂けないでしょうか？	事業契約書（案）第60条に示すとおりとします。
134	事業契約書 (案) 別紙 4	43								サービス対価の支払い方法	質問	表2内の「オ その他費用」にて「保険料」とう記載がありますが、履行保証保険のみという理解でよろしいでしょうか。	必須としている保険以外の保険の付保を妨げるものではありませんので、事業者の提案によります。
135	事業契約書 別紙5	53								サービスの対価の改定方法	意見	「事業契約書等に基づいて決定される金額を基に」改定するとありますが、昨今の著しい物価高騰状況を鑑み、基準日を「提案書提出日（提案金額）」とさせていただけないでしょうか。	事業契約書（案）別紙5に記載のとおり、サービス対価の改定における基準日は公告日（2024年4月）に設定しています。